

シンポジウム

「債権法改正の基本方針」報告

2009.4.29 東京・早稲田大学大隈講堂

平成21年4月29日（水）10時から18時まで、東京の早稲田大学大隈講堂において、民法（債権法）改正検討委員会（以下、『委員会』という）主催、早稲田大学大学院法務研究科共催で、「債権法改正の基本方針」（以下、『基本方針』という）に関するシンポジウムが催された。以下、概要を報告する。

【総論に関する報告】

『委員会』委員長である早稲田大学教授の鎌田薫氏より、『委員会』の概要、設立趣旨、メンバー（民法学者26名、商法学者5名、民訴法学者2名、法務省の民事局参事官・官房審議官各1名）、性格（学者を中心とした純粋に私的な委員会であり法務省の委任を受けたものではないので、今回提示の改正試案が自動的に法制審議会の審議の原案あるいは叩き台になるものではない。ただし、有力な案として参酌されるものと期待している。）等についての説明がなされた。

『委員会』における審議は合計260回にも及び、その審議内容はホームページ上で公開されている。

（<http://www.shojihomu.or.jp/saikenhou/indexja.html>）

債権法改正を行う必要性につき、「経済や社会は（民法）制定時の予想を超える大きな変化を遂げ、また市場のグローバル化はそれへの対応としての取引法の国際的調

和への動きをもたらした。これら前提条件の質的变化は、新たな理念のもとでの法典の見直しを要請している。他方で、法典の解釈適用の過程で判例は条文の外に膨大な数の規範群を形成しており、基本法典の内容について透明性を高める必要性を痛感させている」（『委員会』設立趣意書）との考えによると述べられた。

また、改正試案の基本理念として、①今日の、そしてこれからの社会の実情にあった民法、②分かりやすい・透明性の高い民法、③国際的な動向と調和した民法、が掲げられた。

改正試案の対象領域は、民法典債権編を中心とし、必要に応じて総則編等にも及ぶものとする。また、消費者契約法や商法商行為編の規定について、その改正の要否等について検討対象に含め、それらのうち「一般化」されたものを民法に取り込むほか、取引社会の基本ルールとして重要なものを民法に「統合」とのことである。

改正試案の編成は、①現行民法典における総則・物権・債権・親族・相続の5編編成を維持する、②法律行為に関する規定は、総則編に置く、③債権（ただし、不動産賃借権は除く）の消滅時効に関する規定は債権時効に再編した上で債権編に置き、その他の権利の消滅時効および取得時効に関する規定は総則編に存置する、④債権編第一部「契約および債権一般」に、現行法の債権総則および契約総則に関する規定を一体

のものとして配置する、⑤債権編第2部「各種の契約」に各種の典型契約等を置き、法定債権に関しては第3部に置く、⑥消費者契約に関する規定のうち不当条項規制に関しては約款規制とともに債権編第1部の「契約条項の無効」に関する箇所に置き、意思表示に関する規定と密接な関連を有するものについては、総則編の「意思表示」に関する節に置く、とされた。

これらを踏まえ、『委員会』によって、平成21年3月末に『基本方針』がまとめられた。鎌田氏によると、これを機会に法務省において法制審議会が立ち上げられ、債権法改正が具体化されることを期待しているとのことであった。

『基本方針』は、民法典の配列に従い、「提案」「提案要旨」が掲げられている。後日、「提案」に対する「解説」も公表される予定である。

民法（債権法）は膨大であるので、5つの準備会に分け、それぞれ検討を進めたとのことである。以下、各準備会からの報告を抜粋する。

【第1準備会に関する報告】

第1準備会は「債権の目的」「債務不履行の責任等」「契約の効力」「契約の解除」等を担当した。

京都大学教授の潮見佳男氏より、「債務不履行（履行障害）に関する規律について」をテーマに報告がなされた。

『基本方針』では、「債権者は、債務者に対し、債務の履行を求めることができる」と履行請求権を認めている。その履行請求に対する障害要件として、同時履行の抗弁権、不安の抗弁権がある。また、履行を請求することができない場合として、「不可

能」のほかに「契約の趣旨に照らし合理的にみて期待不可能」というルールを設けた。

不完全履行につき、債権者に追完請求権を認め、追完請求をすることが契約の趣旨に照らし合理的に期待不可能であれば、直ちに追完に代わる損害賠償請求ができることとし、債務者からの追完権も新設された。

損害賠償責任の要件については、今までの「無過失」を理由とする免責から、「契約で引き受けていなかった事由による不履行」を理由とする免責へと最近の契約責任学説を取り入れる変更を提案した。

損害賠償の範囲については、今までの相当因果関係のルールから、契約に基づくリスク分配を基礎として賠償範囲を決定すべきとして予見可能性ルールを提案している。

金銭債務の不履行の特則として、絶対無過失賠償責任を変更して利息超過損害の賠償可能性を許容する提案をした。また、法定利率に変動利率を導入した。

契約の解除については、解除制度を「責任」追及手段ではなく「契約の拘束力」からの離脱制度として再構成し、解除をするためには帰責事由を不要とし重大不履行を理由とする解除へと一元化する構成を採用した。

なお、危険負担については反対債務からの解放（「契約の拘束力」からの離脱制度）という点で再構成された解除制度と目的が同一なので、危険負担制度の廃止を提案している。

【第2準備会に関する報告】

第2準備会は、「法律行為（「条件及び期限」を除く）」「契約の成立」「贈与」「売買」「交換」等を担当した。

京都大学教授の山本敬三氏より、「法律

行為、約款・消費者契約、売買」をテーマに報告がなされた。

大きな方針として、(1) 法律行為法の見直し (①法律行為概念・制度の維持、②基本原則の整備・明文化、③無効・取消原因の現代化)、(2) 消費者契約・約款規制 (①消費者契約法の一般法化、②消費者契約法の統合、③約款規制の導入) の2本立てとした。

法律行為のうち無効・取消に関し、「暴利行為の無効」「意思能力のない行為の取消」「表示錯誤・事実錯誤の取消」「沈黙による詐欺についても取消を認める」等の新たな規定が複数提案された。また、消費者契約法の「不実表示の取消」を一般法化し、「断定的判断の提供の取消」「困惑類型の取消」については締結過程の規制の統合を図ったとのことである。

また、『基本方針』では、約款規制の導入と不当条項規制の再編も行われている。売買法の整備と現代化については、担保責任の不履行責任化と特則の整備、危険負担の関係、商事売買に関する規定の一部統合等について解説がなされた。

【第3準備会に関する報告】

第3準備会は、「債権者代位権・詐害行為取消権」「多数当事者の債権及び債務」「債権の譲渡」等を担当した。

一橋大学教授の沖野眞巳氏より、「債権譲渡、保証、多数当事者、詐害行為取消権、債権者代位権」をテーマに報告がなされた。

『基本方針』策定にあたり、債権譲渡については、今までの債務者をインフォメーションセンターとするという理念を見直して、①債権譲渡禁止特約、②将来発生すべき債権の譲渡、③対抗要件、④異議なき承

諾を主要課題として取り組んだとのことである。

①は、特約に反する譲渡であっても譲渡当事者・第三者関係では有効であるとし、債務者はこの特約を譲受人に対抗することができるがその譲渡を承諾した等一定の場合には対抗できないとする提案である。

②は、将来債権譲渡の有効性を確認し、譲渡人の契約上の地位を承継した者に対しても、その譲渡の効力を対抗することができるとする。

③は、現在の特例法と同様に対第三者と対債務者との分離、金銭債権と非金銭債権との区別、債務者の弁済の規律の明確化を念頭に置いた提案である。

④は、債務者による抗弁の放棄の効力が認められるために、放棄の意思と方式(書面または弁済)の両方が必要であることを提案するものである。

保証については、連帯保証を今までどおり保証制度の特則とし、保証人の保護のための制度を設け、貸金等根保証契約に関する規定の一般化を図り、保証契約の成立については債務者と保証人の合意による成立を認め、債務引受の効果として引受人の負う債務が保証目的であるときは、保証に準じて取り扱うことが提案されている。

多数当事者の債権債務関係は、連帯債務の成立範囲、連帯債務に関する絶対的効力事由の見直し等につき、提案がなされている。

詐害行為取消権は、弁済等の偏頗行為否認の対象行為の取扱いにつき2案が併記された提案となっている。なお、総債権者のための責任財産の保全として制度設計すべきであるという点では一致しているとのことである。

【第4準備会に関する報告】

第4準備会は、「消費貸借」「使用貸借」「賃貸借」「雇用」「請負」「委任」「寄託」「組合」「終身定期金」「和解」等を担当した。

東京大学教授の中田裕康氏より、「賃貸、役務提供その他各種の契約」というテーマで報告がなされた。

『基本方針』において、①新たな典型契約として「ファイナンス・リース」を設け、②役務型の契約の再編成と「役務提供」の章の配置、③継続的契約に関する規定、その他既存の各種の契約の現代化・平明化を行う提案がなされた。

①は、ファイナンス・リースを「リース提供者が、ある物（目的物）の所有権を第三者（供給者）から取得し、目的物を利用者に引き渡し、利用者がその物を一定期間（リース期間）利用することを忍容する義務を負い、利用者が、その調達費用等を元に計算された特定の金額（リース料）を、当該リース期間中に分割した金額（各期リース料）によって支払う義務を負う契約」と定義し、リース期間の開始、リース提供者の義務、利用者の義務等について提案がなされたものである。

②の「役務提供」は、請負や委任等の役務の提供を目的とする契約の総則という位置づけを持ち、さらに、それらのいずれにも該当しない契約の受け皿として1つの典型契約としたものである。

③は、契約関係における継続性という横断的観点から規律をしたものであり、継続的契約を「契約の性質上、当事者の一方または双方の給付がある期間にわたって継続して行われるべき契約」とし、「ただし、

総量の定まった給付を当事者の合意により分割して履行する契約（分割履行契約）は、これに含まない」と定義し、契約の終了、解除の効果等について提案がなされている。

ほかに、要物契約とされていた「使用貸借」「消費貸借」「寄託」を諾成契約化した提案をしている。

【第5準備会に関する報告】

第5準備会は、「条件及び期限」「期間の計算」「時効（消滅時効）」「債権の消滅」等を担当した。

神戸大学教授の山田誠一氏より、「債権の消滅等」をテーマに報告がなされた。

①弁済、②相殺、③一人計算（「いちにんけいさん」と読ませる）、④債権時効が主な報告内容である。

①弁済につき、現民法は正当な利益を有する者以外の者は、債務者の意思に反してまで弁済をすることができないが、『基本方針』では、債務者の意思に反して弁済をすることができるが債務者に対して求償権を取得しない、とした。また、弁済による代位についても、任意弁済を廃止する提案をした。

②相殺につき、受働債権については、その弁済期到来を相殺適状の要件とせず、自働債権に抗弁権が付着していないことを相殺適状の要件として明らかにし、相殺適状の規律について現在の解釈を明文化する提案をした。ほかに、相殺の効力や債務者以外の者による相殺について規定の改正または新設を提案している。

③一人計算とは、多数当事者間の債権債務関係を決済するために用いられることを予定した新規の制度である。

④債権時効についての提案の基本的な考

え方は、可能な限り時効期間を統一する、起算点について見直す、時効障害を合理化する、時効の効果について2通りの考え方を示すというものである。債権時効期間は、下記AまたはBのいずれかの経過により満了する。A：債権を行使することができる時から〔10年〕。B：債権者が債権発生の原因および債務者を知ったときは、その知った時または債権を行使することができる時のいずれか後に到来した時から〔3年／4年／5年—具体的な数字は今後各界各層との対話を経て決定する〕。また、現民法の短期消滅時効規定を廃止し、時効期間は可能な限り統一すべきとし、人格的利益等の侵害による損害賠償債権については例外を設ける提案がなされた。

債権時効に係る時効障害について、現民法の中断と停止に対し、「更新」「進行の停止」「満了の延期」という新たに3種類の時効障害を設けることが提案されている。

時効期間満了の効果として、一般的な規律につき、甲乙両案を併記した提案となっている。甲案は、現民法と同様に債務者の「時効の援用」により債権が消滅とする考え方。乙案は、債務者は「履行拒絶」をすることができ、これにより債権の請求力と強制力が失われるとする考え方である。また、債務者以外の者（保証人・物上保証人）に対する規律としても、2つの案を併記した提案となっている。甲案は、現民法と同様、主たる債務の時効の援用をすることができるとする考え方。乙案は、主たる債務者が履行拒絶権を行使するか否か見極めるため、履行を留保することができるにとどまるという考え方である。ほかに、債権時効によって履行を拒むことができる債権を自動債権とする相殺、形成権に係る期

間制限についても提案がなされた。

【最後に】

経済実務に関わる立場として民間会社の法務担当者2名と法律実務に携わる観点から弁護士2名（いずれも個人としての資格に基づく）より、それぞれ上記報告を踏まえてコメントがなされ、その後会場内の聴衆より書面で質問を受け付けて各報告担当者から詳細な補足説明がなされた。

質問事項は全領域に亘り、100通を超える質問用紙が提出されるという関心の高さであった。

世界市場がグローバル化するなかで、市場の一番基礎にある法的インフラとしての債権法の見直しは急務である。『委員会』の改正試案は、今後100年をにらんだ抜本的な改正を目指すものであり（同じようなスタンスで改正案を作成している研究者グループがほかにも複数ある）、あるべき改正の姿について各界において活発な議論がなされることが期待されている。

（月報発行委員会 赤松 茂
菟戸安彦）